



人の一生は、あらゆる場面でさまざまな生活課題や問題が生じます。病気や事故、ストレスなどから日常生活に不安を抱えたり不便を強いられるたり、高齢になるに伴い心身の影響が現れることで生活課題を解決できないまま苦しむこともあります。悩んでいる本人や家族の相談に応じ、いっしょに話し合いながら、どのように解決していくかが社会福祉士に求められている役割です。

今回はAさんの相談を通して障害のあるかたの福祉制度の一部を紹介いたします。(なお、この相談例は実例ではなく一般例です)

Aさんは、一人で生活されていましたが、通勤途中大きな交通事故に遭い、首の骨の

骨折で下半身が動かせない状態になりました。入院中の治療やリハビリにより病院内では車イスの生活にも慣れてきたため、医師から退院の話がありました。

事故前のように地域で生活したいと考えていますが、一人では難しいことも多く、悩んでいます。

障害者手帳とは？

障害者手帳は、障害の種類に応じて三つの種類に分けられます。手帳の目的は、一人の障害者の実情にあわせて福祉の制度を利用できるようにすることです。

Aさんのように身体機能(視覚や聴覚、手足の機能障害、心臓やじん臓など身体の内臓機能など)に障害があるかたが社会参加できるようにさまざまな福祉制度の支援を受けるための証明書が「身体障害者手帳」です。

この手帳を取得することで身体障害者として認定されます。ほかには、18歳以前の発達期に知的機能の遅れによって、医療・福祉・教育・職業などで援助が必要となるかたに対し交付される「療育手

帳」があります。

また、統合失調症などの精神の病気により長期にわたる日常生活や社会生活に制約があるかたに対し交付される「精神障害者保健福祉手帳」があります。

補装具とは何ですか？

Aさんの車イスのように身体障害のかたが自分の失われたまたは損傷した機能に対し、日常生活や職場、学校などで身体機能の代わりとなり、個別に設計し長期間使用するものを補装具といえます。

車イスのほかには、補聴器や、手足の一部を欠損した場合の義手や義足、長時間座る姿勢が取れないかたのための装置などがあります。

補装具の支給を申請する場合は町に対し補装具に係る費用の支給申請を行います。

初めて補装具費を申請される場合は、医学的判断を必要とするため指定された医師に意見書を作成してもらうこととなります。そのほかにも巡回更生相談(県西地域2市8町は小田原市で実施)で意見書を作成することもできます。なお、補装具は介護保険や

健康保険が優先する場合がありますので、詳しくは福祉課で確認してください。

また、補装具を修理する場合も町に申請が必要です。

障害福祉サービスとは？

障害のあるかたが地域で生活するにあたり自宅での入浴や排せつ、食事の介護など生活全般にわたる援助や、おもに日中障害者施設などで心身の状況に応じた介護を受けた場合は、障害者自立支援法の介護給付を受けることができます。

介護給付を受ける場合は、調査を受ける必要があります。調査は町職員が、どのようなことに困っているのか、どのようなサービスを受けたいのかを聞き取る調査と全国一律の基準の障害程度区分認定調査の二つがあります。この調査の後に、障害に関する専門家が審査会で障害程度区分を決定します。区分決定後に町がどのサービスをどの程度利用するかを踏まえて、支給決定を行います。

Aさんは、介護給付の支給申請をし、調理や掃除、洗濯などの家事支援や日中は障害

者施設において機能訓練を行えるよう調整することになりました。

利用するにはサービス費用の1割を支払うことになりましたが、世帯の所得状況に応じて1か月の上限額は決まっています。

障害者自立支援法はそのほかに、短期入所や通所により就労や生産活動の機会を提供し、就労への知識や能力の向上を図る就労支援もあります。



福祉課
社会福祉士 頼住順子
☎ 84-0316

※今月号は、「お元気ですか？保健師です」を休載しました。

子育てのポイント

55

⑧トクが生まれても...

トクが生まれても困るかも。

A 下の子が生まれると上の子は、今までは周囲の愛情を独占できていましたが、そのポジションが脅かされるので、不安が大きく、ストレスもかかります。

着替えや食事など、今まで一人でできていたことも、お母さんにやってほしいと求めたり、お母さんといっしょでなければやらなくなったりすることがあります。このようなときは、甘えたい気持ちをわかって、受け止めてあげることがたいせつです。無理に自立を急がずに、手伝ったり、励ましたりしながら、あせらずに関わりましょう。

しかし、仲よくしているつもりでも、上に乗ったり、たいてしまったりするなど下の子に危険なことをする場合もあります。その場合は、しっかりと、き然とした態度でし

かり、やっていいことと悪いことを教えましょう。

また、上の子が下の子をいじめたり、世話を手伝ったりしてくれることがあれば心配はいりません。逆に、いじめてばかりのときは、お母さんの気持ちや夫婦関係、家族関係が不安定なことが影響しているかもしれません。少し振り返ってみるのもよいでしょう。

⑨保健介護課

☎ 84-0327



開 成功幼稚園の子育て支援「のびのび子育てルーム」は現在91組の親子が5クラスに分かれて、それぞれのクラスが週一回通って来ています。

9 月中旬には、町の文化祭に出展する作品づくりに親子で取り組みました。

今 年は、ハロウィーンのかぼちゃ製作です。始めは新聞紙に絵の具で着色しました。大きく広げた新聞紙に筆で色付けするのが初めての子どもも多く、悪戦苦闘しながらも、夢中になって取り組んでいる姿がとても印象的でした。その後は新聞紙を丸めて形を整え、顔のパーツをはり

付け、冠や帽子、ヘタやツルを作って、個性あふれるかわいらしい作品に仕上がりました。

子 育てルームの活動は、どんぐり会館だけでなく、町のさまざまな施設も利用します。

9 月下旬には、クラス以外の親子の交流ができた。

生き生き しपोर्ट **今**
子どもたちは

「のびのび子育てルームの子どもたち」

開成幼稚園 のびのび子育てルーム
担当教諭 落合美智穂

るように、全クラスを二つに分けて、水辺スポーツ公園に遊びにいきました。水辺スポーツ公園では自然の中で、おいしい空気を胸いっぱい吸い込みながら、かけっこや鬼ごっこをして遊びました。お楽しみはお母さん手作りのお弁当。電車が見える芝生の上でお弁当を食べながら楽しいひとときを過ごしました。

あ る朝、お母さんを横にして「一人でトイレに行けるようになったよ」と話してくれた子どもがいました。その顔はキラキラ輝いて見えました。きっと家庭でお母さんが励ましの声をかけたり、家族の応援があったりしたのでしょう。

ほほえみながら子どもを見つめるお母さんを見て、家庭での情景が思い浮かんで心が温かくなりました。

生 活の中で見過ごしてしまいがちな喜びや失敗、驚きや発見、そんな小さなことにも耳や心を傾け、共感し喜び合いたいと思います。そして、自分の家族と接しているような気持ちで親子と接しながら、一人でも多くの子どもから自然で屈託のない笑顔を見ることができたら何より幸せです。これからも、一人一人の子どもの成長を、周囲の皆さんと喜び合えるような環境を、のびのび子育てルームの職員といっしょに作っていきたいと思います。